○総務省令第七十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉

電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「別に告示」を「総務大臣が別に告示」に改める。

第七条中「ことがある」を「ことができる」に改める。

第九条各号列記以外の部分を次のように改める。

国家試験は、次の各号に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目について行う。

第九条第二号ハ中「概要及び」を「概要並びに」に改め、「の設備管理」の下に「及びセキュリティ管理」を加える。

第十条中「二年」を「三年」に、「行われなかった」を「行われなかつた」に改める。

第十三条中「教育施設」を「学校教育法第一条に規定する学校その他の教育施設」に改める。

第十九条中「学校等は、」を「学校等の認定は、総務大臣が」に、「認定する」を「行う」に改める。

第二十条第一項第七号中「部科別」を「科目ごとの単位数を換算した時間数を含む。」に改め、同項第九号中「常勤及び非常勤の別」を「教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第二十条第二項中「及び第八号から第十号まで」を「、第八号及び第九号」に改め、同条第三項中「及び第十号」を削る。

第二十二条の見出しを「（変更の届出等）」に改め、同条中「から第十号」を「及び第七号から第九号」に、「掲げる事項に変更があつた場合は、遅滞なく、」を「掲げる事項並びに認定に係る部科名を変更するときは、あらかじめ」に、「の年月日」を「する年月日」に改め、「又は第三項」を削り、「の変更」を「を変更する場合及び次条第一項の規定により認定の取消しの申請をする場合」に改め、同条に次の三項を加える。

2　学校等の認定を受けた者は、第二十条第一項第二号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同条第二項又は第三項の規定により記載を省略することができることとなつている事項の変更については、この限りでない。

3　学校等の認定を受けた者は、第二十条第一項第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該認定の取消しの申請をしなければならない。ただし、総務大臣が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

4　学校等の認定を受けた者は、前項ただし書の総務大臣が別に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十三条第一項中「認めるとき」の下に「、又は学校等の認定を受けた者から当該認定の取消しの申請があつたとき」を加え、「ことがある」を「ことができる」に改める。

第二十四条第一項中「を廃止し、」を削り、「廃止したときは、遅滞なく」を「廃止するときは、あらかじめ」に改め、「、廃止の理由」を削り、「の年月日」を「する年月日」に改める。

第二十五条中「ことがある」を「ことができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、総務大臣は、第十九条に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。

第二十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　養成課程を実施しようとする者が養成課程の実施に係る業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて養成課程の実施に係る業務が不公正になるおそれがないものであること。

第二十七条第三号中「認められる」を「認める」に改め、同条第六号中「授業時間（」の下に「養成課程に係る授業が次号ロに規定するメディアを利用して行う授業である場合は別表第十号に掲げる授業時間の二分の一の時間とし、」を加え、「その授業時間」を「その授業時間とする。」に、「総務大臣が」を「総務大臣が別に」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号中「総務大臣の」を「総務大臣が別に」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「専任の」を「前号に規定する」に改め、「おおむね」を削り、「履修者数」を「養成人員」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、総務大臣が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

第二十七条中第八号を第九号とし、第七号中「講師」の下に「（メディアを利用して行う授業においては、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導に従事する者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　授業は次のいずれかに該当するものであること。

イ　講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか若しくはこれらの併用による方法により行う授業又は当該授業の内容を電気通信回線を通じて送信すること等により当該授業を行う教室等以外の場所で当該授業を同時に受けさせる方法により行う授業（以下「面接等授業」という。）

ロ　多様なメディアを高度に利用する方法その他のイに掲げる方法以外の方法により行う授業であつて、面接等授業に相当する教育効果を有するもの（以下「メディアを利用して行う授業」という。）

第二十八条を次のように改める。

（認定の申請）

第二十八条　法第四十六条第三項第二号の認定を受けようとする者は、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該申請書の記載事項が、当該申請者が既に認定を受けた申請書に記載したものと同一である場合は、提出する申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載を省略することができる（第一号に掲げる事項を除く。）。

一　名称及び住所

二　実施しようとする養成課程の種別

三　実施しようとする理由及び運営方針

四　管理者の氏名、生年月日及び職業（勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第六号において同じ。）

五　設備の状況

六　実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ　実施の期間及び場所（メディアを利用して行う授業の場合にあつては、実施の期間に限る。）

ロ　授業科目及び授業科目別授業時間（時間割を含む。）並びに実施要領（前条第六号の実施要目に係るものに限る。）

ハ　講師の氏名、職業、経歴、資格者証の種類及び資格者証の番号並びに担当する授業科目別授業時間（メディアを利用して行う授業の場合にあつては、授業科目に限る。）

ニ　養成を受ける者の資格条件及び養成人員

ホ　試験問題の作成方針及び管理方法

ヘ　修了試験の受験要件（メディアを利用して行う授業による養成課程の場合に限る。）

ト　修了証明書の発行の条件

チ　養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲